

令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）会議録（第4日）

令和6年12月20日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第61号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第62号 太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第63号 太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第65号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 請願第4号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める請願について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 発議第4号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 8 発議第5号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
 - 2 議案第61号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第62号 太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
 - 4 議案第63号 太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第65号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
 - 6 請願第4号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める請願について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第2号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書
- 7 発議第4号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - 8 発議第5号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 田 中 秀 彦 書 記 蛭 井 の り 子
書 記 免 田 和 佳 奈

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	柴 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香 代 子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠

(開議 午前10時00分)

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

令和6年第5回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

さて、現在取り組んでおります議会改革の一環として、今期定例会は本会議並びに委員会ともに服装の自由化を試験実施しております。どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長（松浦崇志） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承いたします。

次に、議員派遣された議員から報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承いたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第61号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第62号 太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第2、議案第61号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、議案第62号太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 付託されました案件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に

より報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第61号。付託年月日、令和6年12月5日。件名、長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年12月9日月曜日午前10時から午後0時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりでございます。

①行財政改革の一環で、これまでの現金給付をやめサービス給付に転換していくとの説明があったが、長寿祝金事業については今後どのように転換していくのかとの質疑に、現在高齢者に対して公平に平等に行き渡るものを検討している、この事業の趣旨は太子町に尽くされた方々に対して町民としての敬愛の念を持つというのが大元である、町民が高齢者をお祝いするという意識を醸成するような事業展開を計画しているとの答弁があった。

②今後は100歳の方だけを対象に本事業を残す理由はとの質疑に、これまでも100歳の方には誕生日または誕生日以降に町長が訪問し長寿を祝い、祝金をお渡ししており、100歳はおめでたい人生の節目であるため、継続する予定であるとの答弁があった。

③単年度ではどれぐらいの削減効果を見込んでいるのかとの質疑に、令和6年度の予算ベースで合計847万円の減額になる、内訳として77歳は487万円、88歳は324万円、100歳超えは36万円であるとの答弁があった。

④令和6年度の対象の人数はどのくらいかとの質疑に、令和6年度で77歳が478人、88歳が150人、100歳超えが16人であるとの答弁があった。

⑤令和7年度及び5年後の削減対象人数の内訳はとの質疑に、令和7年度に100歳を超える方は12名で5年後の令和11年度は29人、倍以上の人数が推定されている、88歳については令和7年度は145人だが令和11年度になると231人である、77歳は令和7年度に546人だが令和11年度は368人に減少する見込みであるとの答弁があった。

⑥同様の事業の近隣市町の現状はとの質疑に、たつの市は88歳と100歳の方、姫路市は100歳到達者のみ、相生市は77歳と100歳到達者、赤穂市は88歳と99歳の方、佐用町は80歳と88歳と100歳到達者に祝金をお渡ししている、宍粟市は88歳と100歳到達者、上郡町は77歳と88歳と100歳の方にお祝い品をお渡ししているとの答弁があった。

⑦スクラップ・アンド・ビルドという考え方は理解するが、一体何をビルドするのかという観点を町民へ説明することが大事だと思うのだがとの質疑に、昨年度から2年間かけて取り組んできた行財政改革の今後のあり方についてはホームページ等で広報させていただき、その中の1つが現金給付からサービス給付という大きな考えがあることについても含めて広報させていただきたいとの答弁があった。

質疑応答の後、委員協議を行い、委員会として下記の意見を附帯することにした。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

なお、出原委員から賛成討論があり、反対討論はなかった。

附帯意見。

現金給付からサービス給付への町の大きな施策の転換について、その方針及び今回の条例改正の趣旨について町民への丁寧な説明を行い、理解を求めること。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第62号。付託年月日、令和6年12月5日。件名、太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年12月9日月曜日午前10時から午後0時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①本条例を廃止しようとする目的や背景はとの質疑に、制度自体は本町では昭和47年に施行している。障害者の重度の方を中心に説明すると、拠出制年金、後天的に障害を負われた方の当時の支給額は年額11万3,017円、先天的に障害のある方は年額4万800円であった、一方令和6年4月1日現在では1級の方では障害基礎年金のほか合計で年額144万5,736円、月額12万478円まで引き上げられていること、本人の意向が尊重されサービスを選択できる支援費制度が平成15年に導入されて以降、障害福祉サービスの利用が飛躍的に伸びたこと、平成18年の障害者自立支援法の施行により国が費用の2分の1を負担する仕組みが示され、利用量に応じた1割を上限とした定率の負担に変わり、平成24年には実際収入の少ない方については負担しなくてもいい応能負担に変更されているなどの背景がある、このように年金額、法制度、サービスなど昭和47年当時から比べると飛躍的に向上していることもあり、本事業は十分に役割を果たせたのではないかと考えているとの答弁があった。

②福祉年金の額について、第3条の第1項に年額4万8,000円、第2項に年額2万4,000円とある、令和6年度当初予算では約3,700万円であるが対象者の人数はとの質疑に、第3条第1項の対象は約530名、第2項の対象は約490名であるとの答弁があった。

③行財政改革の一環として現金給付からサービス給付への施策転換とのことだが、その考えを町民によく説明する必要があると思うがとの質疑に、広報及びホームページで行財政改革全般というような形でお知らせし、今受給されている方については個別に1月に通知させていただく予定であるとの答弁があった。

④当事者の団体の方には説明されたとのことだが、具体的にどのような団体に説明されたのかとの質疑に、町内の身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会、自立支援協議会の役員の方、3団体であるとの答弁があった。

⑤本条例を廃止して別のサポートをどのように充実させていくのかとの質疑に、制度廃止後は障害者の方々が地域で生き生きと暮らしていけるようにお困りの方に対して必要なサービスを適切に提供していきたい。また令和6年度から人工内耳スピーチプロセッサの補助拡充や自転車の改造助成を実施しており、今後もお困りの方に対して寄り添うような施策を進めていきたいとの答弁があった。

質疑応答の後、委員協議を行い、委員会として下記の意見を附帯することにした。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

附帯意見。

今回の条例廃止における現金給付からサービス給付への町の大きな施策の転換について、対象者に丁寧に説明し、理解を求めること。

以上、報告を終わります。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第61号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員

長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 超高齢社会になって増え続ける高齢者に対して祝い金を廃止する自治体が増えていることは理解いたしますけれども、100歳のみを祝って77歳、88歳、100歳以上の方を一斉に廃止することには反対であります。先ほど委員長報告にもありましたように、他市町でいきますと、姫路市については100歳のみでありますけれども、たつの市、相生市、赤穂市、佐用町、上郡町、そして宍粟市、それぞれともに100歳以外の年齢の方も祝い金を出しております。太子町も近隣市町と同様に、少なくとも88歳の祝い金を残すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 私は本議案、議案第61号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定に対しまして賛成の立場より討論いたします。

昭和46年の当時と比較しまして国民の平均寿命が大幅に伸び、女性で87歳、男性で81歳に達しているという社会状況の変化と、また全国的な少子高齢化の中で太子町におきましても財政全体において扶助費の増加が顕著であり、抜本的な改革が迫られている状況を鑑みたときに、今回の条例改正は苦渋の選択としてやむを得ないものと判断いたします。もとより現金を一律に給付するという施策は財源の大きさの割に効果が薄いものであって、本当に必要としている人に支援が届くように知恵を絞ることこそがこれからの時代の行政には求められていると私は考えております。町の行財政改革の一環として、現金の給付からサービスの給付へと転換していくという方向性は私は間違っていないと考えています。

ただし、そのような町の大きな方針転換について、その背景も含めた丁寧な説明を行って住民からの理解を得る努力が必要であると思います。本年のまちづくり協議会においては、統計データを示してスクラップ・アンド・ビルドという言葉を用いて説明がございましたが、そうした努力が今後も必要でありましょうし、またスクラップ・アンド・ビルドという場合に削減された財源で何を新たにつくり上げるのかが問われているのでありまして、これから取り組まれる施策によって高齢者福祉の充実が実感されたときに初めて今回の方針は正しかったと評価されるものであると思います。本条例の第1条に示された目的、その理念を大切に、本当に必要とされているサービスと心のこもった祝意が届くような施策が展開されることを期待しておりますということを申し上げまして私の賛成討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第62号太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第63号 太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第65号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第4、議案第63号太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第65号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、読み上げさせていただいて報告に代えてきたいと思います。お願いします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第63号。付託年月日、令和6年12月5日。件名、太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の

留保、なし。

2、審査年月日。令和6年12月10日火曜日午前10時から午後2時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①奨励措置（工場設置奨励金）について、従来の条例では6年度間固定資産税相当額の8分の1の奨励措置であったが新設は3年度間、増設または移設にあつては2年度間における各年度の固定資産税額相当額の2分の1に増額される理由はとの質疑に、誘致の条件を他市町と比べたときに遜色があつてはならないということで見直したとの答弁があつた。

②条例の中の「工場」とはどんな種類のものを指すのかとの質疑に、物品の製造、加工、修理を継続して行う施設を指すとの答弁があつた。

③太子町企業誘致戦略において、このたび沖代・米田地区に力を入れていると理解してよいのかとの質疑に、市街化調整区域内での建築行為は非常に難しい中で工場を誘致するに当たり、沖代・米田地区は将来都市計画道路揖保線が供用開始されることにより市街化区域への編入も含めて県との調整がしやすい地域である。また市街化調整区域の沖代・米田地区は農業振興地域であるが農用地ではないということ農振農用地の除外の協議がまず大きな課題となってくる。その課題もクリアされているので一体的に整備したいという町の思いから第1候補という形で上げているとの答弁があつた。

④第3条に雇用奨励金が追加されており、「交付対象従業員の数に20万円を乗じて得た額とする。ただし各年度の奨励金の上限は1,000万円とする」と記載されているが、想定される人数はとの質疑に、20万円掛ける50人の上限1,000万円と考えている。この雇用奨励金の対象従業員は太子町に住まれている方である。なお町内に住所を有する方で住民基本台帳法第6条に規定する住民基本台帳に記録された者をいうので外国人の方も入るとの答弁があつた。

⑤第3条に「予算の範囲内で次に掲げる奨励金の交付を行うことができる」とあるが、この予算の範囲内という意図はとの質疑に、前年度分の固定資産税に対する2分の1をその時点で予算に計上させていただくことと、雇用奨励金については1年間雇用の実績報告をいただいた上で支払うことを予定しており、前年度分を次年度に支払う形になるので予算を確保した上で支払うことになるとの答弁があつた。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第65号。付託年月日、令和6年12月5日。件名、太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年12月10日火曜日午前10時から午後2時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①今回の改定で多く使われている階層ではどのくらいの値上げ率となるのかとの質疑に、現行の水道料金（税込み）で50立米を2カ月使用された場合5,280円であるが、改定案で試算すると7,204円となる。金額として1,924円、率として36.4%の上昇であるとの答弁があつた。

②どのくらいの期間この水道料金で賄えるのかとの質疑に、令和7年度から5年間で見積もっており、令和12年度以降は5年ごとに定期的に見直しをしていきたいとの答弁があった。

③これまで17年間据え置いてきた理由はとの質疑に、前水道ビジョンにおいては令和2年度に改定予定であったので本来であれば5年前に改定を検討していたところであるが、コロナ禍などで見送りとなった。その後、下水道使用料の改定があり、このたび水道料金を改定するものであるとの答弁があった。

④水道料金が上がる理由を町民にもっと分かりやすく説明する必要があると思うがとの質疑に、本町の水道事業については将来の設置更新に係る資金を十分に保有していないという現状がある。水道管路の耐用年数は40年と言われており、昭和50年代から平成にかけて集中的に整備された管路の更新時期が間もなく一斉に訪れる。現在保有している資金は7億円程度であるため、管路更新に係る資金を確保しておく必要があるが、平成20年に料金改定する前は昭和56年の改定であったことなど、定期的な見直しを先送りし資金をしっかりと確保してこなかったことから値上げをせざるを得ない状況であるとの答弁があった。

⑤上下水道事業所として経費削減に取り組んでいることはとの質疑に、施設を統廃合し吉福の浄水機能及び沖代の水源地を廃止した。設備面では現状の水需要に応じた見直しをかけて将来のコストを抑えている。また管路の更新については水の使用状況によっては口径を小さくすることや運営経費についてもIT、AIなどを活用したDXが国でも進められていることから、人件費の上昇などに留意してコストを抑えられる部分については見直ししていきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第63号太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 条例案に反対の立場から討論を行います。

工場立地促進条例で町内に工場を誘致し、一定期間奨励金を支給して、またそこで働く従業員のために雇用奨励金を支給する、そのことによって工場からの固定資産税、あるいは町民の雇用が確保できるということについては賛成であります。ところが、奨励期間は新設で3年間、増設、移設で2年の期間となっております。条例改正案では奨励金の返還を求めることができる、こう記載はありますがけれども、返還が求められる期間が奨励を受けている期間、つまり最大で新設の3年間となっておりますけれども、この期間を過ぎれば、いつ撤退しても返還が求められな

い、こういう条例になっております。これでは税金の無駄遣いになります。過去に莫大な奨励金を受け取ったパナソニック株式会社が尼崎市で10年もたたないうちに事業を撤退した、こういう事例がございます。あるいは、お隣の姫路市でも当社が撤退した事例があるわけです。例えば10年以内に撤退した場合は奨励金の返還を求めることができるなどの返還請求可能期限を明示すべきであるというふうに考えます。その記載がない条例案は税金の無駄遣いとなるため、反対であります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第65号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議案第65号水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から討論を行います。

管路の老朽化、災害対策、物価上昇による経費の増加、人口減や節水機器の普及による給水量の減少、こういう理由が上げられておりますけれども、一般論で言いますと経営する立場に立てば、どれもごもつともで理解はできます。その一方で、支払う側の町民の立場に立てば、約30年にわたって実質賃金は上がらず、年金生活者に至っては年金が物価に比べて下がり続けているのが実情であります。つまり、水道事業会計は事業の維持の観点と町民の支払い能力の観点から見る必要があると思います。諸物価が高騰している中で、先ほど説明があったように平均で36%の値上げは、町民の支払い能力からするとあまりにもかけ離れているというふうに思います。値上

げ幅を抑えて適切な時期に料金を改定する、こういう必要があろうかと思います。また、高い県の水道を購入していることも高い水道料金になっている原因であって、県水を購入しない努力も必要です。

以上のことから今回の値上げ案は賛成できないことを述べまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 請願第4号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める請願について

○議長（松浦崇志） 日程第6、請願第4号生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、請願審査報告書を読み上げ報告といたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第4号。付託年月日、令和6年12月2日。件名、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和6年12月9日月曜日午前10時から午後0時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員より趣旨説明を受けた後、参考人の揖龍歯科医師会副会長福本充治歯科医師の出席のもと、質疑、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

歯と口腔の健康は健康保持・増進について重要であり、これらの口腔ケアは医療費の抑制の観点からも必要である。また、健康寿命の延伸やＱＯＬの向上のため、切れ目のない歯科健診の実施が必要と考える。それらの対策のため、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現に向けた検討を早急に推進していただくように国に強く要望し、実現を求めることが必要と考える。

主な質疑応答。

歯科健診の受診率が非常に低いとの記載があるが、どの程度であるかとの質疑に、太子町を含め全国的に見ても多いところで２割か、それを下回る市町村も多い、国民皆歯科健診を国が実施することにより受診率向上に寄与できるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3) 措置事項として、意見書を提出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから請願第４号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、請願第４号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前10時50分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第１ 意見書案第２号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

○議長（松浦崇志） 追加日程第１、意見書案第２号生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して森田哲夫議員。

**○森田哲夫議員** 発議者を代表いたしまして生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書（案）を読み上げ、提案といたします。

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書（案）。

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務付けされているのみである。近年、歯と口腔の健康は心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、健康寿命の延伸やQOLの向上のためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要である。人生100年時代を迎える中において、口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制という点からもライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要である。

こうした中、国において令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。また、令和6年度から適用されている健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本21（第三次））」の実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科健診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去1年間に歯科健診を受診した者の割合」を令和14年度には95%にすることが指標として明記されている。

よって、国におかれては、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に推進していただくように下記の事項につき措置されるよう強く要望します。

記。1、早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。

2、国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に酌み取ること。

3、国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。

4、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日。衆議院議長額賀福志郎様、参議院議長関口昌一様、内閣総理大臣石破茂様、内閣官房長官林芳正様、総務大臣村上誠一郎様、財務大臣加藤勝信様、厚生労働大臣福岡資麿様、経済産業大臣武藤容治様、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）赤澤亮正様。兵庫県太子町議会議長松浦崇志。

以上で意見書の説明を終了します。よろしくお願いいたします。

**○議長（松浦崇志）** 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第7 発議第4号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第7、発議第4号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、発議第4号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の規則を別紙のとおり定め、会議規則第14条の規定により提出いたします。令和6年12月20日提出。発議者、太子町議会議員出原賢治、森田哲夫、清原良典、首藤佳隆、中藪清志、玉田晶久。

発議者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

いわゆるデジタル手続法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律では、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等はオンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会はこの行政機関等からは除かれています。それを受けまして、議案や請願等の議会に係る手続におきまして、会議規則で書面等が要求されている場合でもオンライン化を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が成立、令和5年4月26日に成立し、同年5月8日に交付されました。これに伴いまして、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行いますとともに、現在の社会情勢等に照らした改正を行うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 発議第5号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第8、発議第5号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、発議第5号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記条例を別紙のとおり定め、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。令和6年12月20日提出。発議者、太子町議会議員出原賢治、森田哲夫、清原良典、首藤佳隆、中薮清志、玉田晶久。

発議者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

近年の大規模災害の発生及び感染症の蔓延を踏まえ、大規模な災害の発生、感染症の蔓延、その他の委員個人の責に帰すことができない事由、さらには若者や女性など多様な人材の議会への参画を図る観点から、育児、介護、その他のやむを得ない事由を委員会のオンライン開催の要件とし、第13条の2、開会の特例を規定するものであります。また、書面等を前提とする手続においてオンライン化を可能とするように改めるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松浦崇志) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（松浦崇志） 日程第9、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時07分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月29日の招集以来、本日までの22日間でしたが、この間、議員各位には人事案件をはじめ、各会計の補正予算、条例の制定など、多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長をはじめ、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものであります。

さて、本年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意いただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町勢発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）が閉会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました今期定例町議会におきましては、人事案件をはじめとする各種重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 桑 名 幸 夫

署名 議員 出 原 賢 治